

(様式2)

6政第 358 号

令和7年1月9日

内閣総理大臣 殿

福島市長 木 幡 浩

(公 印 省 略)

帰還環境整備事業計画の変更について

令和6年1月10日付けで提出した福島県(福島市)帰還環境整備事業計画について、福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

福島市 **帰還・移住等環境整備事業計画** **帰還・移住等環境整備事業等**

令和7年1月時点

署名	福島県	担当部署名(注7)	政策調整課 政策調整課	担当者氏名(注7)	武藤 智彦
市町村名(注7)	福島市	担当部署名(注7)	024-529-3788	メールアドレス(注7)	seibun@city.fukushima.jp
地方公共団体の名称(注7)					

(注1)「事業番号」は、各幹事事項については、(実施機関別番号の番号)・(同一事業計画中の同様の事業の通し番号)・効果促進事業等については、1・◆(最も関連する幹事事業の事業番号)・(最も関連する幹事事業に通し番号)となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注3、4)上段「」書きは、前年度に内容がかわるようにより任意の名称を記載する。中段には今回申請する額を記載する。なお、下段「」書きについては、自動計算される。

(注4)各年度の交付対象事業費(中段)の、様式1～4で提出された年度の値が交付(申請)に係る交付対象事業費となる。

(注5)「全体事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合は、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)共同で実行する組合においては、「担当当事者名」等は共同で作成する福島県・庁除区域町村等の担当者をすべて記載する。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	1	事業名	農産物・食品等放射能測定事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体	福島市	事業実施主体（直接/間接）	福島市（直接）		
総交付対象事業費	(737,944)（千円） 798,270（千円）	全体事業費	(737,944)（千円） 798,270（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、市内の空間放射線量が比較的高い状況となり、今でも不安を抱えながらの生活を強いられている住民もいる。 食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果実、山野で採取された山菜やキノコなどから放射性物質が検出され、高い濃度のものは出荷制限がかかるなど食の安全・安心という生活の最も基本的な部分に対する不安が広がった。 事故発生から 13 年が経過した現在でも、山野で採取されたキノコや山菜などからは高い濃度の放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射性物質が気になることから、気軽におすそ分けしたり、頂いたものを気にせず食べることへ抵抗を憶える市民もいる。 市民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、市民が抱える食に対する不安を軽減し、さらには測定結果を公表することで地域の帰還・移住等環境の整備を目標とする。					
事業概要					
1 農産物・食品等放射能測定事業 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内の空間放射線量が比較的高い状況となった。食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果実、山野で採取された山菜やキノコなどから放射性物質が検出され、食の安全・安心という生活の最も基本的な部分に対する不安が広がった。 これら市民が抱える食に対する不安を解消するために、市民が自家消費を目的とする農産物等や飲料水等を持ち込んで放射性物質の測定ができる体制を継続する。 測定結果については、品目ごとに集計し放射性物質の検出傾向を分析したものを市ホームページ等で公表することにより、測定したことのない市民や自主的に避難している方にも自家消費を目的とする農産物・食品等の現状を知っていただき、食の不安軽減への一助とする。 (1) 測定場所及び予約・受付日 ①予約・受付日：月曜日～金曜日（祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）。 ②測定場所：別表のとおり（測定所 11 ヲ所を開設）。 ○市民からの要望の多い非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）による測定を中心とする体制を構築。 ○破壊式放射能測定器（井戸水・湧き水などの飲用水や刻んだ食品などを測定）については、平成 29 年度より各測定所から回収し、放射線モニタリングセンターで一括対応。 ○平成 31 年 3 月 31 日、コラッセふくしま（受付のみ）測定所を閉所。 ○令和 3 年 4 月 1 日より、測定所を 19 ヲ所から 11 ヲ所へ縮小。また、土曜日の測定を終了。					

【別表】

No.	施 設 名	住 所	受付電話番号	非破壊式放射能測定装置配備
1	放射線モニタリングセンター	福島市桜木町8-13	080-5737-1507	○
2	東部支所・学習センター	福島市岡部字高畑46	080-5737-1493	○
3	北信支所・学習センター	福島市鎌田字中江1	080-5737-1495	○
4	飯坂支所・学習センター	福島市飯坂町字銀杏6-11	080-5737-1502	○
5	松川支所・学習センター	福島市松川町字杉内33	080-5737-1503	○
6	信夫支所・学習センター	福島市大森字馬場1	080-5737-1505	○
7	吾妻支所・学習センター	福島市笹木野字折杉41-1	080-5737-1506	○
8	渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190	080-5737-1486	○
9	信陵支所・学習センター	福島市笹谷字オノ神1	080-5737-1500	○
10	大波出張所 (大波多目的集会所)	福島市大波字滝ノ入48	080-5737-1494	◎
11	飯野支所・学習センター	福島市飯野町字後川10-2	080-5737-1501	◎

◎については、平成 26 年度再生加速化交付金にて配備。

○放射線モニタリングセンター【表中のNo.1】

非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）と破壊式放射能測定器を配備。

破壊式放射能測定器の測定結果が 50 ベクレルを超えた場合の確定測定を行うゲルマニウム半導体検出器は福島市保健所検査棟に配備。

○支所・出張所、学習センター【表中のNo.2～No.11】

非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）のみを配備。

(2) 測定対象者

市内に住所を有する方

(3) 測定品目

家庭菜園や自家農園などの農産物、飲用水（井戸水、湧き水など）、その他の食品

(4) 申込方法：電話による事前予約

(5) 持ち込み方法

①非破壊式放射能測定装置（丸ごと測定器）

自家消費農産物等は、700 グラムから 3 キログラムまでを洗ってそのまま持参。

②破壊式放射能測定装置（刻む測定器）

飲料水は、1 リットルをペットボトル等に入れて持参。

(6) 測定結果

①非破壊式放射能測定装置（丸ごと測定器）：持ち込んでから約 15 分後に手渡し。測定した試料は持ち帰り可。

②破壊式放射能測定装置（刻む測定器）：放射線モニタリングセンターで測定後、郵送。

③刻む測定で、測定結果が 50 ベクレルを超えた場合、福島市保健所検査棟においてゲルマニウム半導体検出器で確定測定。

(7) 測定員：外部業者委託

2 放射能モニタリング学術支援事業（食品分）

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能に対する市民の不安を軽減するため、国立大学法人東北大学が開発した自家消費野菜等の食品等農産物放射能測定を行う「非破壊式放射能測定装置」（丸ごと測定器）を導入するなど、専門知識や経験を有する同大学と連携協力して、放射能対策事業を実施してきている。

こうした専門的な知見に基づく分析や技術的指導・助言を得ることで本市の現況や変化に対する理解を深め、放射能に対する市民や市外へ自主避難している方々の不安を軽減し、将来にわたり安心して住み続けられる地域の環境整備を目標とする。

（１）概要

- ① 本市が自家消費野菜等の食品等農産物放射能測定を行うために運用する、東北大学が開発した「非破壊式放射能測定装置」（丸ごと測定器）の改良や運用指南、測定装置のシステムメンテナンスのほか、測定データの分析や測定全般に関する技術指導・助言を行う。
- ② 地域住民や関係機関が放射能に対して抱える疑問や不安を解消するための、専門的な助言・指導を行う。

（２）内容

国立大学法人東北大学と受託事業契約を締結し、工学的見地に基づく放射能災害からの再生を目指した研究開発を行っている同大学との連携により、放射能測定装置の運用や測定データの分析をはじめ、放射能全般にわたる対策事業を推進していく。

3 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査事業

原子力災害対策本部および厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、市内で製造、販売、加工されている食品について、放射性物質の基準値を超えた食品が流通することがないように収去検査を行う。

この検査は、原発事故により放射能の影響を受けたために必要になった業務であり、個人線量管理の一環である。

測定結果について、市ホームページでの公表により食品の現状を広く周知し、食への不安軽減への一助とする。

（１）測定場所

福島市保健所検査棟 福島市森合町 10-15

（２）測定対象食品

食品衛生法に基づき流通している食品に対し食品衛生監視指導計画により事業者より収去した食品を対象とする。

（３）食品衛生監視指導計画

期間：４月から翌年３月まで 実施日数： 21 日

食品数：150 検体

（４）主な対象食品品目

菓子類、漬物、食肉加工品、そうざい、果実加工品、魚介類加工品、清涼飲料水、大豆加工品、酒類、冷凍食品、めん類、乾燥野菜、乳製品、アイスクリームなど

（５）検査方法

食品は、前処理（刻み処理）後、専用容器に入れゲルマニウム半導体検出器で測定を行う。

より精密な検査結果を得るため「食品衛生検査施設における検査等の業務管理（平成 9 年 1 月 16

日付衛食第 8 号)」を遵守した検査を行う。 (6) 測定員：市職員 前処理：外部業者委託 (7) 測定結果 収去先事業者に対し測定結果を郵送送付する。 市ホームページでの公表（事業者名は未公表）。 4 福島市総合計画における位置づけ 総合計画の重点施策 2「復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策 5「放射線対策の充実」の施策の方向性（3）「空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保」に位置づけている。
当面の事業概要
<令和 7 年度> 1 農産物・食品等放射能測定事業 上記事業概要に記載のとおり、市内 11 ヲ所を開設し、非破壊式放射能測定装置（丸ごと測定器）による測定を中心とする体制を継続し、農産物・食品等の簡易放射能測定を実施し、測定に使用している測定装置については、年 1 回の点検校正を行う。 2 放射能モニタリング学術支援事業（食品分） ① 市内 11 か所に設置の食品等放射能測定所における現地指導、測定装置のシステムメンテナンス、測定機器類の不具合原因究明 ② 食品等放射能測定データの分析 ③ 放射能汚染や被ばくに関する専門的見地からの指導・助言 3 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査事業 上記事業概要に記載のとおり、福島市保健所検査棟において、ゲルマニウム半導体検出器による測定体制を構築し、市内で製造・販売・加工されている食品について食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務を行う。
地域の帰還環境整備との関係
東京電力福島第一原子力発電所の事故は食生活への影響も大きく、市内産の農産物から放射性物質が検出されるなど、食の安全・安心という生活の最も基本的な部分への不安が広がった。 事故発生から 13 年が経過した現在でも、山野で採取されたキノコや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射線物質が気になることから、気軽におすそ分けしたり、また、頂いたものを気にせず食べることへ抵抗を憶える住民もいる。 市民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、市民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還・移住等環境の整備を図ることができる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (令和7年度)

令和7年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	1	事業番号	(3)-23-1	事業名	農産物・食品等放射能測定事業	事業実施主体	福島市
項 目	令和7年度								備 考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期					
食品放射能測定業務	測定業務の発注								測定結果は毎月公表する
非破壊式放射能測定装置点検校正			発注	点検校正					
放射能モニタリング 学術支援業務	支援業務の発注								
食品中放射性物質 検査業務									測定結果は毎月公表する
ゲルマニウム半導体検 出器点検校正		発注	点検校正						

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	福島市		事業実施主体（直接/間接）	福島市（直接）	
総交付対象事業費	(85,345)（千円） 85,637（千円）		全体事業費	(85,345)（千円） 85,637（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づき、処分場内に遮水シートで覆われた仮置場を設置し、除染で出た枯葉、草、枝等を焼却して出た焼却灰等を埋立しているが、処分場周辺には民家が多く、放射能に対する不安を抱えた住民が多いことから、処分場敷地内及び処分地への搬入経路となっていた処分地入口に設置した、断続的に空間線量率が測定可能なモニタリングシステムの保守点検を実施する。 これにより、処分場周辺住民の不安軽減と安全・安心の確保に寄与するとともに、仮置場の安全性について理解してもらうことにより、市民の放射能に対する不安を払拭し、地域の期間環境整備を促進する。					
事業概要					
1 金沢第二埋立処分場敷地内及び処分地入口に設置した、継続的に空間線量率が測定可能なモニタリングシステムの保守点検を実施する。 下の基準により実施する。 (1) 実施台数は 2 台とする。 (2) 実施場所は金沢第二処分場敷地内及び金沢埋立処分地入口とする。 (3) 実施内容は本体メンテナンス及び測定器準校正等とする。 2 事業費 (1) 保守点検費用（委託料）					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 7 年度> 保守点検費用（委託料） 1 事業費内訳は、上記「事業概要」の欄「2 事業費」のとおり。 2 実施箇所は下記のとおり。 福島市松川町金沢字水ヶ作地内 金沢第二埋立処分場 福島市松川町金沢字平畑地先 金沢埋立処分地入口 現在の状況 平成 28 年 10 月に金沢第二埋立処分場敷地内へ放射線モニタリングシステムを設置。 平成 29 年 10 月に金沢埋立処分地入口へ放射線モニタリングシステムを設置					

地域の帰還環境整備との関係
本事業の実施により、処分場周辺住民はもとより、市全体においても放射性物質保管への不安軽減を図り仮置場等の安全性についての理解を深めてもらう。 それにより、市民の放射能に対する不安を払拭し、地域の期間環境整備の促進に寄与する。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和7年度)

令和7年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	3	事業番号	(3)-23-3	事業名	福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業			事業実施主体	福島市	
項 目	令和7年度											備 考
	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
維持管理 (本体メンテナンス、 測定器準校正等)												毎年12～1月に年一回実施

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)令和〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1 - 3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	4	事業名	環境放射線量測定事業		事業番号	(3)-23-4													
交付団体		福島市	事業実施主体（直接/間接）		福島市														
総交付対象事業費		(426,780) (千円)	全体事業費		(426,264) (千円)														
		468,652 (千円)			468,136 (千円)														
帰還環境整備に関する目標																			
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から 13 年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている市民もいる。 放射線に対する不安の軽減には、市民が現在の放射線量を正しく理解することが不可欠である。 そのためには、身近な場所の空間放射線量を定期的に測定し、その経年変化等をわかりやすく公表する取り組みを継続していくとともに、日常的な生活の中でも市民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所（乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等）については、詳細な測定を実施し、結果を発信していくことがとても重要である。 また、行政からの発信のみならず、簡易放射線量測定器の貸し出しにより、市民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を維持していく必要もある。 市民が現状を正しく理解することで、放射線に対する不安が軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還・移住等環境の整備を目標とする。																			
事業概要																			
1 環境放射線量の定点測定																			
市内の代表地点や教育施設、特に人が多く集まる場所等の 158 地点の放射線量について、1 年を通し定期的に測定し、最新の測定結果として公表するとともに、測定開始時からの経年変化についてもわかりやすく発信する。																			
(1) 測定箇所及び測定頻度																			
<table><tr><th>測定区分</th><th>測定箇所数</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>本庁・支所・出張所</td><td>19 箇所</td><td rowspan="3">2 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>小・中学校等</td><td>105 箇所</td></tr><tr><td>駅周辺や観光地等</td><td>34 箇所</td></tr><tr><td>計</td><td>158 箇所</td><td></td></tr></table>							測定区分	測定箇所数	測定頻度	本庁・支所・出張所	19 箇所	2 ヶ月に 1 回	小・中学校等	105 箇所	駅周辺や観光地等	34 箇所	計	158 箇所	
測定区分	測定箇所数	測定頻度																	
本庁・支所・出張所	19 箇所	2 ヶ月に 1 回																	
小・中学校等	105 箇所																		
駅周辺や観光地等	34 箇所																		
計	158 箇所																		
(2) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータによる測定 1 施設、1 地点、測定高さ（1m又は 50 cm、1 cm）を 5 回測定、平均値を確定測定値とする																			
(3) 測定員 外部業者委託																			
(4) 測定結果 測定結果は、随時、市ホームページで公表する																			
2 公園の環境放射線量測定																			
日常的な生活の中でも市民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所（乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等）の放射線量について、園内を詳細に測定し、詳細結果を現地において公表する。																			
(1) 測定箇所及び測定頻度 市内の公園 557 箇所、年 2 回測定																			
(2) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータによる測定 1 公園、5 地点、測定高さ（50 cm、1 cm）を 5 回測定、平均値を確定測定値とする																			
(3) 測定員 外部業者委託																			
(4) 測定結果 測定結果は、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入するほか、市ホームページで公表する。																			

4 簡易放射線量測定器の町内会等への貸出し

市内の約 870 ある町内会の中で希望する町内会や市内各小・中学校、幼稚園等に対し、本市が所有する簡易放射線量測定器（CsI シンチレーション方式サーベイメータ）を配備し、町内会や各学校単位で放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を整備する。

一般個人や団体からの要請についても、随時、簡易放射線量測定器の貸し出しを実施する。

また、放射線量の正確な測定を確保するため、測定器の定期点検及び校正作業を実施する。

5 放射能モニタリング学術支援事業（環境分）

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能に対する市民の不安を軽減するため、国立大学法人東北大学が開発した「無線モニタリングセシウム検出器」（県内では本市にのみ 5 台設置）を未除染区域に導入するなど、専門知識や経験を有する同大学と連携協力して、放射線対策事業を実施してきている。

こうした測定機器の導入や専門的な知見に基づく分析や技術的指導・助言を得ることで本市の現況や変化に対する理解を深め、放射線に対する市民や市外へ自主避難している方々の不安を軽減し、将来にわたり安心して住み続けられる地域の環境整備を目標とする。

（１）概要

- ① 「無線モニタリングセシウム検出器」を利用して未除染の山間部における測定データを取得し、分析することで、本市が作成する全市放射線量測定マップなどの解析・評価をし、市民に適切な情報を提供することで不安軽減を図る。
- ② 地域住民や関係機関が放射能に対して抱える疑問や不安を解消するための、専門的な助言・指導を行う。
- ③ 未調査及び未除染区域、ホットスポットへの対応方法等の専門的な助言・指導を行う。

（２）内容

- ① 「全市放射線量測定マップ」測定データの専門的な分析・評価
- ② ウェザリング効果等の分析
- ③ 未調査及び未除染、ホットスポットの場所への対応方法などの助言
- ④ 放射能汚染や被ばくに関する専門的見地からの指導・助言

6 福島市総合計画における位置づけ

総合計画の重点施策 2「復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策 5「放射線対策の充実」の施策の方向性（３）「空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保」に位置づけている。

当面の事業概要

<令和 7 年度>

- 1 市内各定点（158 地点）の放射線量を定期的に測定し（２ヶ月に 1 回、測定は外部委託）、測定結果を分析し市ホームページで随時公表する。
- 2 市内公園の放射線量を測定し（年 2 回、測定は委託業者）、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入して公園利用者に明示するほか、測定結果を市ホームページで公表する。
- 3 全市放射線量測定を業者へ委託し、印刷したマップ（1,000 部）は、モニタリングセンター、支所・出張所等の窓口に配置し希望者へ配布するとともに、PDF データを市ホームページに掲載する。
また、市ホームページ掲載用データ作成を委託し、全市マップを 5 区域に分割し、細かい部分を大きく見やすくして各支所等に掲示するとともに、市ホームページにも掲載する。
- 4 市で作成する放射線量マップのデータについて、東北大学と連携しデータの分析を行う。
- 5 各町内会・個人等へ貸出す簡易放射線量測定器 400 台について、年 1 回点検校正を実施する。

地域の帰還環境整備との関係
東京電力福島第一原子力発電所の事故から 13 年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ、確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている市民も多い。 市全体の居住地域や日常生活に関わる公園等の環境放射線量について継続的に測定・監視していくことで、市民が市内の放射線量の現況や変化を正しく理解し、目に見えない放射線に対する不安を軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還・移住等環境整備を図ることができる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (令和7年度)

令和7年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	4	事業番号	(3)-23-4	事業名	環境放射線量測定事業	事業実施主体	福島市
項 目	令和7年度							
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
環境放射線量測定業務	測定業務の発注							
公園環境放射線量測定業務委託	測定業務の発注							
放射線量マップ作成業務			測定及び結果の集計		R7作成マップの配布		拡大印刷マップを支所掲示	
	全市放射線量測定業務発注		マップ印刷業務発注		マップ納品		HPで公表	
							HP掲載データ作成業務発注	
放射能モニタリング 学術支援業務	支援業務の発注							
サーベイメータ校正			発注					
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	5	事業名	放射線相談員配置事業		事業番号	(3)-24-1
交付団体		福島市	事業実施主体（直接/間接）		福島市（直接）	
総交付対象事業費		(28,726) (千円) 32,687 千円	全体事業費		(29,242) (千円) 33,203 千円	
帰還環境整備に関する目標						
相談員を配置し、放射能・放射線の影響による健康不安等の軽減を図り、地域の復興・再生に寄与する。						
事業概要						
(1) 目的：放射線の不安を抱えている市民の不安軽減 原発事故による影響は、目に見えない放射線の不安や不確かな情報等によるストレスで心身への健康不調を招く恐れがあることから、市民に対しきめ細やかな対応が必要となる。 これらの複合的な相談に対応できる相談員を配置し、放射線に対する不安の軽減や生活習慣の改善に寄与する。 (2) 方法：健康講座などの企画立案・実施や個別相談業務 放射線防護及び健康対策など不安軽減を目的に健康講座を企画立案し、医師等に講師を依頼し講座を行うほか、市内の地域住民や事業所からの要望による出前講座を実施することで、市民の不安軽減に繋げる。併せて、住民からの個別相談にも応じる。 また、福島市で実施している「内部被ばく検査」に同行し、測定者へ検査の目的や疑問等に対し個別に対応し市民への理解を促す。 (3) その他（事業に係る費用） 令和 7 年度 3,961 千円 ・会計年度任用職員費 3,852,912 円 ・普通旅費・通勤費用弁償 81,700 円 ・消耗品費 26,109 円 計 3,960,721 円 〔 会計年度任用職員費（人件費）について 賃金月額 198,194 円（市定額） 通勤手当 6,600 円（月額見積）ほか 〕 (4) 福島市総合計画における位置付け 総合計画の重点施策 2 「復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策 5 「放射線対策の充実」の施策の方向性「(2) 健康管理の支援」に位置づけられている。						
当面の事業概要						
〈令和 7 年度〉 放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。 相談窓口の対応。 〈令和 8 年度〉 放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。 相談窓口の対応。						

地域の帰還環境整備との関係
放射線相談員配置事業により、避難者や帰還しても放射線の健康影響や不安を持っている方に対し、相談やアドバイスを行い、放射線への不安軽減を図ることで、地域の振興・再生及び避難住民の早期帰還の促進につながる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和7年度)

令和7年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	5	事業番号	(3)-24-1	事業名	放射線相談員配置事業	事業実施主体	福島市
項 目	令和7年度								備 考
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		
研修									随時必要に応じて実施
講座の開催									随時
相談の対応									随時
WBC検査相談									地区巡回検査同行 学校巡回検査同行
その他(議会等)									

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-4)

福島市 帰還・移住等環境整備事業計画 令和7年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名: 内閣府 令和7年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい (単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	直接／間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考	
							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e		
1	(3) - 23 - 1 -	農産物・食品等放射能測定事業	福島市	市	直接	定額	前回 今回 計	(0) 60,326 <60,326>	(0) 60,326 <60,326>	(0) 60,326 <60,326>			
3	(3) - 23 - 3 -	福島市仮置場等 モニタリングポスト設置事業	福島市	市	直接	定額	前回 今回 計	(0) 292 <292>	(0) 292 <292>	(0) 292 <292>			
4	(3) - 23 - 4 -	環境放射線量測定事業	福島市	市	直接	定額	前回 今回 計	(0) 41,872 <41,872>	(0) 41,872 <41,872>	(0) 41,872 <41,872>			【他事業へ流用】(令和7年3月25日) 流用先(3)-24-1 放射線相談員配置 事業 流用額(R6) 378千円 流用後交付対象事業費41,832千円
5	(3) - 24 - 1 -	放射線相談員配置事業	福島市	市	直接	定額	前回 今回 計	(0) 3,961 <3,961>	(0) 3,961 <3,961>	(0) 3,961 <3,961>			【他事業から流用】(令和7年3月25日) 流用元(3)-23-4 環境放射線量測定 事業 流用額(R6) 378千円 流用後交付対象事業費 3,844千円
8						定額	前回 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			
							前回 今回 計						
						合計額	回 今 計	(0) 106,451 <106,451>	(0) 106,451 <106,451>	(0) 106,451 <106,451>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	福島県	担当部局名	政策調整部 政策調整課	担当者氏名	武藤 香澄
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	seichou@city.fukushima.lg.jp
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
(注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。